

「一般当座勘定規定」改定 新旧対照表

改定後	改定前
表紙 (<u>2025年4月1日</u>現在)	表紙 (<u>2024年11月30日</u>現在)
P 1 第7条（手形、小切手の支払<u>等</u>） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めたことを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻し<u><削除></u>は、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u> <u>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> <省略> 第8条（手形、小切手用紙） <省略> ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>当金庫所定の手数料をお支払いいただいたうえ</u>で交付します。 <省略> 第9条（支払の範囲）	P 1 第7条（手形、小切手の支払<u><追加></u>） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めたことを含みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用し</u>てください。 <u><追加></u> <省略> 第8条（手形、小切手用紙） <省略> ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>実費</u>で交付します。 <省略> 第9条（支払の範囲）

- ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- ② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。
- ③ 手形、小切手等の金額の一部支払はしません。

<省略>

第12条（手数料等の引落とし）

- ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

<省略>

第13条（支払保証<削除>）

小切手の支払保証はしません。<削除>

<省略>

第16条（印鑑照合等）

- ① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- ② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。
- ③ 手形、小切手<追加>の金額の一部支払はしません。

<省略>

第12条（手数料等の引落とし）

- ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<追加>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

<省略>

第13条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

<省略>

第16条（印鑑照合等）

- ① 手形、小切手<追加>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手<追加>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。